

クレジットカード継続支払いによる会費の取り扱いについて

1. 本案内において「クレジットカード継続支払い」とは、株式会社COSP A ウェルネス（以下「会社」といいます。）が経営する各種スポーツ施設の月会費（以下「会費」といいます。）の支払いを、お客さまが登録したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）で、継続的に指定カードの発行会社（以下「指定カード会社」といいます。）が定める規約に基づき、カードご利用代金としてお支払いいただくことをいいます。
2. クレジットカード継続支払いをご利用される場合、会社は会費に関する請求書を発行いたしません。詳細につきましては、指定カード会社から発行される明細書等をご確認ください。
3. 指定カード会社により、指定カードによるクレジットカード継続支払いが承認されない場合においては、会社からの直接請求など、会社が指定する方法により会費をお支払いいただきます。
4. 指定カード会社による当月分のカードご利用代金に関する請求期限と会社による会費に関する請求期限との関係により、複数月分の会費を指定カード会社から一括して請求する場合があります。
5. お客さまからクレジットカード継続支払いに関する変更のお申し出がない限り、クラブに在籍いただいている期間中の会費は、指定カードによるクレジットカード継続支払いにてお支払いいただきます。
6. 以下に各号に定めるクレジットカード継続支払いに関する変更にあたっては、所定のお手続きが必要となります。
 - (1) 会費の支払い方法を変更するとき。
 - (2) 指定カードを変更するとき。また指定カードの有効期限更新により有効期限が変更になるとき。
 - (3) 指定カード会社の規約等により指定カードの保有者が保有資格を喪失したとき。
 - (4) 指定カードを解約するとき。
 - (5) 指定カードの名義人とお客さまが異なる場合で、かつお客さまの意向に関係なく指定カードの名義人本人から変更の手続きが提出されたとき。
7. 前条の定めにかかわらず、一部のクレジットカードについては、別途手続きが必要となる場合があります。この場合、会社からお客さまに対して別途案内いたします。
8. 第6項の場合において変更手続きがなされない場合、会社からの直接請求を含め、会社が指定する方法により会費をお支払いいただきます。
9. 会費のお支払いについて、クレジットカード継続支払いのカード変更を希望される場合には、所定のお手続き後、次回会社が指定カード会社へ請求する会費より変更となります。
10. 前項の場合において、指定カードが利用できない状況であっても、翌月分の会費が指定カード会社から請求される場合がありますのでご注意ください。
11. その他、何らかの理由によりクレジットカード継続支払いができない場合には、会社からの直接請求を含め、会社が指定する方法により会費をお支払いいただきます。